

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2000-75768(P2000-75768A)

【公開日】平成12年3月14日(2000.3.14)

【出願番号】特願平10-259196

【国際特許分類第7版】

G 03 G 21/18

G 03 G 15/02

【F I】

G 03 G 15/00 556

G 03 G 15/02 103

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月26日(2005.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】少なくとも電子写真感光体と、該電子写真感光体を帯電する帯電手段とを有し、画像形成装置に着脱可能なプロセスカートリッジにおいて、

前記帯電手段は帯電ローラであり、該帯電ローラに対して接触当接するクリーニング部材と、該クリーニング部材を支持し、前記帯電ローラの長手方向に沿って往復移動可能な移動部材とを有し、

前記クリーニング部材は、前記帯電ローラの長手方向に対して直交する方向に伸びる纖維部を含む平面状の導電性ブラシであり、前記纖維部は纖部と、ブラシ部とを含み、前記クリーニング部材は前記纖部を前記移動部材に固定し、前記ブラシ部を前記帯電ローラに順方向に当接し、

前記クリーニング部材は前記帯電ローラの回転に連動してその長手方向に連続して往復移動することを特徴とするプロセスカートリッジ。

【請求項2】前記導電性ブラシの纖部の両端が纖維の伸びる方向に対して斜めに切断されている請求項1のプロセスカートリッジ。

【請求項3】前記導電性ブラシがアースから浮遊している請求項1または2のプロセスカートリッジ。

【請求項4】前記クリーニング部材の前記帯電ローラに対する長手方向の移動範囲は前記帯電ローラに含まれる金属製芯金の露出部よりも内側である請求項1、2、または3のプロセスカートリッジ。

【請求項5】前記移動部材は金属製であり、前記クリーニング部材は絶縁性部材を介して前記移動部材に取り付けられる請求項1から4のいずれかのプロセスカートリッジ。

【請求項6】少なくとも電子写真感光体と、該電子写真感光体を帯電する帯電手段とを有するプロセスカートリッジを着脱可能に装着する画像形成装置において、

前記帯電手段は帯電ローラであり、該帯電ローラに対して接触当接するクリーニング部材と、該クリーニング部材を支持し、前記帯電ローラの長手方向に沿って往復移動可能な移動部材とを有し、

前記クリーニング部材は、前記帯電ローラの長手方向に対して直交する方向に伸びる纖維部を含む平面状の導電性ブラシであり、前記纖維部は纖部と、ブラシ部とを含み、前記

クリーニング部材は前記織部を前記移動部材に固定し、前記ブラシ部を前記帯電ローラに順方向に当接し、

前記クリーニング部材は前記帯電ローラの回転に連動してその長手方向に連続して往復移動することを特徴とする画像形成装置。

【請求項 7】 前記導電性ブラシの織部の両端が纖維の伸びる方向に対して斜めに切断されている請求項 6 の画像形成装置。

【請求項 8】 前記導電性ブラシがアースから浮遊している請求項 6 または 7 の画像形成装置。

【請求項 9】 前記クリーニング部材の前記帯電ローラに対する長手方向の移動範囲は前記帯電ローラに含まれる金属芯金の露出部よりも内側である請求項 6 、 7 、または 8 の画像形成装置。

【請求項 10】 前記移動部材は金属製であり、前記クリーニング部材は絶縁性部材を介して前記移動部材に取り付けられる請求項 6 から 9 のいずれかの画像形成装置。

【請求項 11】 画像形成装置の帯電器において、前記帯電ローラと、該帯電ローラに対して接触当接するクリーニング部材と、該クリーニング部材を支持し、前記帯電ローラの長手方向に沿って往復移動可能な移動部材とを有し、

前記クリーニング部材は、前記帯電ローラの長手方向に対して直交する方向に伸びる纖維部を含む平面状の導電性ブラシであり、前記纖維部は織部と、ブラシ部とを含み、前記クリーニング部材は前記織部を前記移動部材に固定し、前記ブラシ部を前記帯電ローラに順方向に当接し、

前記クリーニング部材は前記帯電ローラの回転に連動して長手方向に連続して往復移動することを特徴とする帯電器。

【請求項 12】 前記導電性ブラシの織部の両端が纖維の伸びる方向に対して斜めに切断されている請求項 11 の帯電器。

【請求項 13】 前記導電性ブラシがアースから浮遊している請求項 11 または 12 の帯電器。

【請求項 14】 前記クリーニング部材の前記帯電ローラに対する長手方向の移動範囲は前記帯電ローラに含まれる金属芯金の露出部よりも内側である請求項 11 、 12 、または 13 の帯電器。

【請求項 15】 前記移動部材は金属製であり、前記クリーニング部材は絶縁性部材を介して前記移動部材に取り付けられる請求項 11 から 14 のいずれかの帯電器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

【課題を解決するための手段】

上記目的は本発明に係るプロセスカートリッジ、画像形成装置および帯電器にて達成される。要約すれば、本発明は、少なくとも電子写真感光体と、該電子写真感光体を帯電する帯電手段とを有し、画像形成装置に着脱可能なプロセスカートリッジにおいて、

前記帯電手段は帯電ローラであり、該帯電ローラに対して接触当接するクリーニング部材と、該クリーニング部材を支持し、前記帯電ローラの長手方向に沿って往復移動可能な移動部材とを有し、

前記クリーニング部材は、前記帯電ローラの長手方向に対して直交する方向に伸びる纖維部を含む平面状の導電性ブラシであり、前記纖維部は織部と、ブラシ部とを含み、前記クリーニング部材は前記織部を前記移動部材に固定し、前記ブラシ部を前記帯電ローラに順方向に当接し、

前記クリーニング部材は前記帯電ローラの回転に連動してその長手方向に連続して往復移動することを特徴とするプロセスカートリッジである。

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0010**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0010】**

本発明による他の態様によれば、少なくとも電子写真感光体と、該電子写真感光体を帯電する帯電手段とを有するプロセスカートリッジを着脱可能に装着する画像形成装置において、

前記帯電手段は帯電ローラであり、該帯電ローラに対して接触当接するクリーニング部材と、該クリーニング部材を支持し、前記帯電ローラの長手方向に沿って往復移動可能な移動部材とを有し、

前記クリーニング部材は、前記帯電ローラの長手方向に対して直交する方向に伸びる纖維部を含む平面状の導電性ブラシであり、前記纖維部は纖部と、ブラシ部とを含み、前記クリーニング部材は前記纖部を前記移動部材に固定し、前記ブラシ部を前記帯電ローラに順方向に当接し、

前記クリーニング部材は前記帯電ローラの回転に連動してその長手方向に連続して往復移動することを特徴とする画像形成装置が提供される。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0011**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0011】**

また、本発明による他の態様によれば、画像形成装置の帯電器において、前記帯電ローラと、該帯電ローラに対して接触当接するクリーニング部材と、該クリーニング部材を支持し、前記帯電ローラの長手方向に沿って往復移動可能な移動部材とを有し、

前記クリーニング部材は、前記帯電ローラの長手方向に対して直交する方向に伸びる纖維部を含む平面状の導電性ブラシであり、前記纖維部は纖部と、ブラシ部とを含み、前記クリーニング部材は前記纖部を前記移動部材に固定し、前記ブラシ部を前記帯電ローラに順方向に当接し、

前記クリーニング部材は前記帯電ローラの回転に連動して長手方向に連続して往復移動することを特徴とする帯電器が提供される。